

# 田辺市創業及び事業規模拡大支援事業費補助金

～中心市街地区域への出店を支援します!!～

田辺市の中心市街地区域内で創業又は新たな事業所を開設する中小企業者に対して、創業又は新たな事業所開設に必要な以下の経費を補助します。

※交付決定前に購入した物品や工事等は対象外です。

1. 機械装置等費：製造装置・備品の購入等
2. 広報費：チラシ作成・配布、看板の設置等
3. ウェブサイト関連費：ウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用に係る経費
4. 開発費：商品の試作品開発等に伴う経費
5. 資料購入費：資料・図書の購入費用等
6. 借料：機器・設備等のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの）、賃貸店舗の家賃
7. 施設改修費：店舗等の施設改修費

※ただし、既に事業を行っている中小企業者が新たに事業所を開設する場合（事業規模拡大）は、1. 機械装置等費、7. 施設改修費のみが対象となります。

| 補助内容  | 初期投資補助金                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 補助率   | 創業又は新たな事業所の開設に必要な経費の1/2                                                 |
| 補助上限額 | 50万円（千円未満切捨て）                                                           |
| 注意事項  | 補助金交付決定日以降に購入する物品や工事等が対象汎用性が高く目的外使用になりえるもの（車・オートバイ・自転車・文房具・パソコン等）は補助対象外 |

## 雇用奨励金

新規市内雇用者1名につき10万円の奨励金を支給（上限50万円まで）

【条件】事業者指定から事業開始後3か月までに雇用された者（期間の定めのない雇用契約、社会保険加入）が1年以上継続して雇用されること

## 補助要件

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業以外の営業であること。

②開業後1年以上継続して営業すること。

※開業後1年未満で閉店した場合、補助金を返還していただく場合があります。

③田辺商工会議所の経営指導を受けること。

## 【問い合わせ・申請先】

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

田辺市商工観光部商工振興課

TEL：0739-26-9970 FAX：0739-22-9898

田辺市 商工振興課

検索

